

思い違いなさっていませんか。

私たちには子供がいないから、夫が亡くなったら財産は私が全て相続するんだわ。



長男が死んだ後にその親が死んだ場合、長男のお嫁さんには長男の親の財産について相続権があるんだよ。



生死不明の状態が七年以上続くと相続権を失うんだよね。



財産が無いから遺言なんか書く必要が無いよ。



ワープロで印字した文書に署名と押印すれば自筆証書遺言になるよ。



遺言書を家庭裁判所に持って行けば、すぐに「検認済」と刻した印を押してくれるんだよ。



みんな間違ってます。気を付けて下さい。詳しくは当事務所へ。

日立市桜川町2丁目7番12号 行政書士 黒澤 清 電話 0294-35-5966

kurogyosei@net1.jway.ne.jp



こちらも御覧ください。